

法改正により本書において下記のとおり、変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

## P.92 全文差替え

## (1) 衆議院選挙制度のあらまし

さて、そこで、選挙制度の内容を具体的に見ていきたいと思えます。わが国の小選挙区には、政党に所属していない無所属の人でも立候補できます。小選挙区は、当初 300 区設定されていましたが、最高裁判所が、2009 年実施の衆議院総選挙には「1 票の格差」があったという「違憲状態」判決を出したことで、2012 年に法律が変わりました（小選挙区は 295 区に変更）。その「1 票の格差」がなぜ生まれるかといえば、選挙区ごとの人口が大きく異なるためです。この制度変更は、もとの制度をベースに「1 票の格差」が若干縮小できるように帳尻合わせをしたものなので、まずは、元の制度をつかって説明します。

従来は、選挙区を 47 都道府県の独自性を尊重して、まずそれぞれに 1 区ずつ割り当てて（一人別枠制といいます）、残りの 253 区を人口比率に従って配分していました（これで計 300 区です）。しかし、この『一人別枠制』があるために、選挙区ごとに 1 票の格差が出る」と最高裁に注文を付けられてしまいました。国会は改革を迫られました。

では、ここで 1 人別枠制の何が問題なのかを具体例で説明します。

東京都の人口と鳥取県の人口の比は、約 22 対 1 です。実際の東京都と鳥取県の人口比のみに合わせて配分された選挙区は、従来でも 24 区（東京都）と 1 区（鳥取区）です。これだけなら、「1 票の格差」はほとんどありません。しかし、選挙区を設定するときには、1 人別枠制により、東京都にも鳥取県にも 1 区ずつ、人口比とは無関係に選挙区が配分されていました。その結果、東京都の全選挙区は 25 区、鳥取県の全選挙区は 2 区となりました。ですが、これでは割り当てられた選挙区数の比は東京都と鳥取県で 25 対 2 (=12.5 対 1) となりますから、現実の人口比 (22 対 1) と大きく異なるものになってしまいます。要するに、一人別枠制という余分なものをくっつけているから、1 票の格差が生まれるのでして、だからこそ、最高裁もこの点を改革せよと国会に注文をつけたのでした。

そこで、国会は小選挙区の数を従来の 300 区から、人口の少ない都道府県（山梨、福井、徳島、高知、佐賀）の小選挙区の議席を合計 5 つ減らすことで 295 区に変更しました。これで若干、1 票の格差が是正されたと政府は主張しました。また法律からも、「一人別枠制」の文言は削除されました。しかし実体としては、「一人別枠制」そのものは変わっていないともいわれるなど、「1 票の格差是正」の改革は不徹底なままであるといわれます（具体的には、例に挙げた鳥取県は 2 区のまま）。

なお、当選するためには相対多数で獲得票がいちばん上であればいいです。過半数を取る必要はありません。

P.99 中段

[参議院選挙のしくみ]

[47 都道府県選挙の定数制]

6年（総数）	3年（半数）	選挙区
10人区	5人区	東京都
8人区	4人区	大阪府 神奈川県
6人区	3人区	埼玉県、千葉県など
4人区	2人区	北海道、福岡県など
2人区	1人区	鳥取県、沖縄県など